

入 札 公 告（電子入札案件）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月7日

支出負担行為担当官

四国運輸局長 瀬部 充一

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 高松港湾合同庁舎で使用する電気
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履 行 場 所 高松市朝日新町1番30号 高松港湾合同庁舎
- (4) 契 約 期 間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (5) 入 札 方 法 本案件は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、発注者に申し出、承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度全省庁統一資格審査（競争参加を希望する地域で四国を希望した者に限る。）一般（指名）競争参加資格において「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 四国運輸局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成9年5月30日官会第1242号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）。
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (7) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、当該ICカードについては、競争参加資格決定通知書（全省庁統一資格）に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任の受けた者のICカードに限る。

3. 入札手続

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

香川県高松市松島町一丁目 17-33
四国運輸局 総務部 会計課 経理係
☎：087-835-6353

(2) 仕様書及び入札説明書の交付期間及び場所

平成28年12月7日(水)～平成29年1月12日(木)

9時00分～17時00分(土・日・祝日を除く)

四国運輸局総務部会計課 香川県高松市松島町一丁目 17-33

※四国運輸局HPよりダウンロード可

(3) 入札参加に必要な証明書等の受領期限

平成29年1月12日(木) 17時00分

(4) 入札・開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は、電子調達システムにより行う。ただし、4.(2)の承諾を得た場合には紙により持参または書留郵便にて提出すること。

① 電子調達システムによる入札書の受領期限

平成29年1月13日(金) 15時00分

② 紙入札方式による入札書の受領期限

平成29年1月16日(月) 10時20分(必着)

③ 開札日時及び場所

平成29年1月16日(月) 10時25分

高松市松島町一丁目 17-33 高松第2地方合同庁舎 2F 第2会議室

4. 入札者に要求される事項

(1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、入札参加に必要な証明書等(競争参加資格決定通知書(全省庁統一資格)、確認書、誓約書、委任状)を、所定の受領期限までに電子調達システムを利用して提出しなければならない。

(2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等(紙入札方式参加願、競争参加資格決定通知書(全省庁統一資格)の写し、誓約書、委任状)を、所定の受領期限までにこれを四国運輸局総務部会計課に提出し、承諾を受けなければならない。

5. その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札及び四国運輸局競争契約入札者心得、その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約手続について使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) 参考 URL

① 電子調達システム

<https://www.geps.go.jp/>

② 四国運輸局HP（入札・契約情報）

<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/tender/index.html>

③ 四国運輸局電子調達システム運用基準

<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/nyusatsu/img/system01.pdf>

④ 四国運輸局競争契約入札者心得

<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/nyusatsu/img/nyusatsu04.pdf>

入札説明書

四国運輸局の一般競争契約に係る入札公告（平成28年12月7日付け）に基づく入札等については、会計法及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

四国運輸局長 瀬部 充一

2. 調達内容

- (1) 件名 高松港湾合同庁舎で使用する電気
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行場所 高松市朝日新町1番30号 高松港湾合同庁舎
- (4) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (5) 入札方法

本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムにより行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者に申し出、承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

落札者の決定にあたっては、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は、納入請負に要する一切の諸経費を含めその総価を見積もるものとする。落札決定にあたっては、入札者は入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争に参加する者に必要な資格事項

- (1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格審査（競争参加を希望する地域で四国を希望した者に限る。）一般（指名）競争参加資格において「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 申請期限の日から開札の時までの期間に、四国運輸局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成9年5月30日官会第1242号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得

ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (4) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）。
- (5) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、当該ICカードについては、資格決定通知書（全省庁統一資格）に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任の受けた者（以下「受任者」という。）のICカードに限る。
- (7) 電子調達システムにて当該入札に参加を希望する者は、当該入札に使用するICカードを限定するとともにその登録を行なうため確認書を提出すること。
なお、受任者による電子入札の利用は、都度委任又は期間委任が電子調達システムで設定された場合に限り認めるものとする。
本登録にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は無効となるので注意すること。

4. 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

- (1) 契約条項等を示す場所及び契約及び入札に関する問い合わせ先
〒760-0068 高松市松島町一丁目17-33
四国運輸局総務部会計課 経理係
Tel：087-835-6353
- (2) 仕様内容に関する問い合わせ先
〒760-0064 高松市朝日新町1番30号
四国運輸局総務部総務課
Tel：087-825-1171

5. 入札及び開札

- (1) 入札参加に必要な証明書等の提出
 - ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、入札参加に必要な証明書等（競争参加資格決定通知書（全省庁統一資格）、確認書、誓約書、委任状）を、④に定める受領期限までに電子調達システムを利用して提出しなければならない。
電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
 - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等（紙入札方式参加願、競争参加資格決定通知書（全省庁統一資格）の写し、誓約書、委任状）を、④に定める受領期限までにこれを四国運輸局総務部会計課に提出し、承諾を受けなければならない。
 - ③ なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において当該証明書等の内容に関する支出負担行為担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

- ④ 入札参加に必要な証明書等の受領期限
平成29年1月12日(木) 17時00分
- ⑤ 紙入札方式参加願、委任状の様式は、4. の場所又は以下のHPアドレスから入手すること。
四国運輸局電子調達システム運用基準
<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/nyusatsu/img/system01.pdf>
- ⑥ 電子調達システムによる添付資料(資格決定通知書(全省庁統一資格)等)は、次のいずれかのファイル形式で作成し提出すること。
一太郎 Ver10 形式以下のもの
Microsoft Word Word2000 形式以下のもの
Microsoft Excel Excel2000 形式以下のもの
その他のアプリケーション PDF ファイル (Acrobat6 形式以下のもの)
画像ファイル (JPEG 形式及び GIF 形式)
圧縮ファイル (LZH 又は ZIP 形式)
- ⑦ 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合、システム上で受付通知を送信者に発行するので、必ず確認すること。
この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利な取扱いを受ける場合がある。

(2) 入札書の提出

入札は、電子調達システムにより行う。ただし、5. (1) ②の承諾を得た場合には紙により持参または書留郵便にて提出(必着)すること。

- ① 電子調達システムによる入札の場合は、当該システムの所定の方法により、③の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 紙による入札の場合は、入札書を四国運輸局競争契約入札者心得(様式1)により作成し、これを封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等へ、④の受領期限までに提出しなければならない。
なお、入札書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等あての書留郵便(親展)で提出しなければならない。

四国運輸局競争契約入札者心得

<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/nyusatsu/img/nyusatsu04.pdf>

- ③ 電子調達システムによる入札書の受領期限
平成29年1月13日(金) 15時00分
- ④ 紙入札方式による入札書の受領期限
平成29年1月16日(月) 10時20分(必着)
- ⑤ 書面により入札箱に投函された入札書については、四国運輸局競争契約入札者心得第8条各号に該当するものを除き、投函された入札書は有効な入札書として取り扱うものとする。したがって、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。
また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので、注意すること。

(3) 開札

① 開札日時及び場所

平成29年1月16日(月) 10時25分

高松市松島町一丁目17番33号 高松第2地方合同庁舎2F第2会議室

- ② 開札は、紙入札方式による入札者(代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。)を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ③ 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ⑤ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者(代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。)は、当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。
ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。
- ⑦ 当該入札の執行において入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

注意事項

第1回の入札が不調となった場合、再度入札に移行するが、再度入札の時間については、電子入札、紙入札が混在する場合があるため、当局から指示する。開札時間から30分後には当局から再入札通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。開札処理に時間を要し、予定時間を大幅に超えるようであれば当局から連絡する。

なお、紙入札による入札業者については、入札会場で待機すること。原則として退室は認めない。

6. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書に従い、入札書を提出した入札者であって、3.の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、電子くじで落札者を決定する。

7. 契約書作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす

ものとする。

なお、工事、建設コンサルタント業務等、物品の製造、販売及び役務の提供等の契約において、これらの業務に関し、談合等の不正行為を行なった受注者については、請負代金額（業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払う違約金特約条項を設ける。

- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) 上記(2)の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8. その他

- (1) 契約手続について使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 支払条件
支払については、納入検査終了後、受注者の請求により支払うこととし、請求書を受理した日から30日以内に銀行振込みにより代金を支払うものとする。
- (3) 前払金 無
- (4) 既済既納部分払い 無
- (5) 期限延伸の措置
受注者の請求による期限延伸については、受注者の責に帰することのできない場合は、受注者の延伸請求により協議し、延長措置をとる。
- (6) 異義の申し立て
入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等について、不明を理由として異義を申し立てることはできない。

確 認 書

件名：高松港湾合同庁舎で使用する電気

(電子調達システム対象案件)

本案件については、「電子調達システム」により参加します。

平成 年 月 日

会社名等
部署名
確認者

印

電子調達システムより参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く
10桁の数字・英字(例：14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左詰で記入。「スペース」分も左詰で記入。枠不足の際は、追加してください。)

- * 今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となる場合があります。
- * 上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

誓 約 書

「件名： 高松港湾合同庁舎で使用する電気 」

に係る一般競争入札に参加するに当たり、以下の事実について相違ないこと及び事実相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）。
- 2 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

支出負担行為担当官
四国運輸局長 殿